

広島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字川手字落合六八七番地先 から 山県郡安芸太田町大字川手字川手東平一三九九 番一地区まで		九・〇〇〇 一 六・二〇〇	〇 一四六・九	〇 一四六・九	
		二二三・〇〇〇 六二・八〇〇			
					拡幅